

(別紙 1 - 6)

第 1 特定水産資源

かたくちいわし瀬戸内海系群（体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第 2 及び第 3 において同じ）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 広島県かたくちいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、かたくちいわしの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

広島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわしを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで（周年）

なお、令和 7 管理年度にあつては、令和 7 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までを第一区分とし、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までを第二区分とする。

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を広島県かたくちいわし漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

かたくちいわし瀬戸内海系群のうち、しらす（かたくちいわし瀬戸内海系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。）を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないように努める。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。